

木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱

平成28年10月26日付28産労農森第566号

(通則)

第1 木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金交付規則の施行についての通達（昭和37年12月11日37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、木の香る多摩産材住宅普及事業実施要綱（平成28年 月 日付28産労農森第565号。以下「実施要綱」という。）に基づき、住宅展示場のモデルハウスの設置に際し、係る費用を補助することにより、多摩産材住宅の普及を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4に基づき知事が支援の決定をした事業とする。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、別表1に掲げる経費につき、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲において、交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費等)

第4 補助金の対象となる経費は別表1のとおりとし、補助金の額は、モデルハウス1棟につき、定額で1,250万円とし、2棟までとする。ただし、補助対象経費が1棟につき2,000万円に達しない場合は、補助対象経費の2分の1以内を補助額とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6 知事は、第5の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審

- 査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する（第4号様式）。
- 2 知事は、前項の通知に際して、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため、別記のとおり条件を付すものとする。
 - 3 知事は、前項に定める事項のほか、事業の目的を達成するために必要があると認められるときは、補助事業者に対し、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7 交付決定の内容又は付された条件に異議があり、申請を取り下げることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

（交付決定内容の変更）

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき
 - (2) 事業費の30パーセントを超えて変更しようとするとき
 - (3) 補助事業の経費区分ごとに配分額の30パーセントを超えて変更しようとするとき
- 2 前項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書（第2号様式）
 - (2) 変更収支予算書（第3号様式）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第1に基づく申請があった場合において、必要と認めるときは、その申請事項について変更を指示することができる。
- 4 知事は、第1項による変更承認申請を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（事業の中止）

第9 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ、第7号様式による事業中止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、事業の中止の承認を通知する。

（事故報告等）

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及びその他必要な事項を、書面により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者にその処理について指示をする。

（遂行状況報告）

第11 補助事業者は、知事の要求があったときには、事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

（補助事業の遂行命令等）

第12 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこ

れに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って遂行すべき事を命ずることができる。

- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

- 第13 補助事業者は、事業が完了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14 知事は、第13による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に第9号様式により通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第15 補助事業者は、第14の通知を受けたときは、知事に補助金交付請求書（第10号様式）を提出するものとする。

(補助金の支払等)

- 第16 知事は、第15に規定する補助金交付請求書が提出された後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に、事業の円滑な遂行のため知事が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により補助金の概算払を受けたものは、第14の規定による補助金の額の確定の通知を受領後、速やかに概算払精算書（第12号様式）を知事に提出し、精算手続きをしなければならない。

(是正のための措置)

- 第17 知事は、第14による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。
- 2 前項により、補助事業者が必要な措置をした場合には、第13の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

- 第18 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第14の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第19 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助金の返還)

第20 知事は、第18の規定による取消しをした場合には、補助事業者へ通知すると共に、補助事業の当該取消しに係る部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第21 補助事業者は、第18第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第22 第21第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23 第21第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(消費税額相当分の取扱い)

第24 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、第13号様式により報告しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第25 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、知事は、その者に対して同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第26 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、平成34年3月31日までに処分しようとするときは、あらかじめ第14号様式により知事の承認を受けなければならない。ただし、平成34年3月31日の事業終了に鑑み、撤去により財産を処分する場合はこの限りではない。

2 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全額又は一部を都に納付させることができる。

(状況報告)

第27 補助事業者は、本事業の効果を確認するため、モデルハウスを設置した翌年度から起算して4年間は、状況報告書(第15号様式)により当該施設への来場者数、住宅の販売状況等を各年度の翌年5月末までに知事に報告するものとする。

(帳簿の整理、管理等)

第28 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(他の規定との関係)

第29 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行する。

別表1 (第3関係)

区分		内容
大区分	中区分	
建築工事費	仮設工事費	水盛やり方、足場、用水、電力、養生他
	基礎工事費	基礎、ガレージ、浴室基礎、土間コンクリート他
	木工事費	プレカット加工、造作手間、釘、金物(枠含まず)他
	屋根工事費	コロニアル瓦葺き、軒樋、豎樋
	板金工事費	あんこう、出窓屋根、シール工事
	タイル工事費	玄関廻り磁器タイル、浴室床壁タイル他
	左官工事費	外壁ラスモルタル塗り刷毛引、和室新京壁他
	鋼製建具工事費	各種アルミサッシ、網戸、クリーニング他
	木製建具工事費	フラッシュドア(枠共、既製)、襖、障子他
	塗装工事費	外壁アクリルリシン吹付、内装塗装(建具枠別)
	内装工事費	クッションフロアー、クロス、タタミ、バスリブ他
	雑工事費	浴槽、キッチン、ベランダ他
	現場直接経費	運搬費、現場経費
電気設備工事費	配線工事費	電灯配線、スイッチ配線、分電盤他 ※注
	照明工事費	照明器具取付他
	弱電工事費	電話配管、インターホン他
	申請費	図面作成及び電力会社申請費
	運搬経費	運搬費、諸経費
給排水衛生設備 工事費	給水工事費	継手、配管工事、バルブ他 ※注
	衛生器具工事費	便器、シャワー、水栓、化粧台他
	給湯工事費	釜付給湯器、被覆銅管、リモコン他
	排水・枳工事費	雨水、ため枀、ビニール管他
	運搬経費	運搬費、諸経費
多摩産材製什器 購入費	什器購入費	多摩産材製什器購入にかかる費用
	運搬経費	運搬費、諸経費

※注 一次配電工事及び一次配管工事については、住宅展示場が担当するため、これらの費用は工事費には含まないものとする。

別記（第6関係）

補助金の交付の条件

- 1 補助事業者は、この要綱及びその他関係法令に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、当該事業により設置した展示施設等（以下「財産等」という。）については、モデルハウス設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、財産等を別表2の期間（以下「処分及び転用制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに転用し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 補助事業者は、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けずに処分又は転用（以下「処分等」という。）を行った場合は、当該財産等の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金の相当額の全部又は一部を都に返還しなければならない。
また、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けて当該財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を都に納付させることがある。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の相当額の減免につき知事に協議することができるものとする。
- 5 補助事業者は、財産等が処分及び転用制限期間内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部又は一部を都に納付しなければならない。

別表 2

財産の種類	期 間	補 助 金 返 還 の 範 囲
モデルハウス、多摩産材製什器	第26の1の定めによる	<p>1 補助金の全部 本事業により、製作・取得された製品等について、その全部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったとき</p> <p>2 補助金の一部 本事業により、製作・取得された製品等について、その一部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったとき</p>

第1号様式（第5関係）

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業区分及び経費内訳

区分	事業費 (A+B+C) 円	補助対象 経費 円	経費内訳			工期(予定)	
			都 補助金 (A) 円	自己 資金 (B) 円	その他 (C) 円	着手年月日	完成年月日
計							

3 関係書類

- 事業計画書（第2号様式）
- 収支予算書（第3号様式）
- 誓約書（別紙）
- その他

※事業区分については別表1（第3関係）大区分によること。
モデルハウス2棟にかかる費用の内訳が分かるように記載すること。

誓約書

東京都知事 殿

木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第5の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第18の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第19の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住所

団体名及び代表者職氏名

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第2号様式（第5、第8、第9、第13関係）

（1） 事業（変更）計画（実績）書

1 事業を実施する目的

2 経費の内訳（消費税は含めない）

実施内容	規格等	数量	単価（円）	金額（円）
合 計				

（注）具体的な内容を記載し、必要に応じて資料を添付すること。

3 工期（予定）

着手年月日 : 年 月 日
完了年月日 : 年 月 日

※モデルハウス2棟につき、1棟ごとに本様式を作成すること。

第3号様式（第5、第8、第9、第13関係）

（2）（変更）収支予算（精算）書

1 収入

	予 算 額 (円)	(精算額) (円)	(増減額) (円)	備 考
都補助金				
自己資金				
その他				
計（事業費）				

2 支出

区 分	予 算 額 (円)	(精算額) (円)	(増減額) (円)	備 考
小計 (補助対象経費)				
消費税				
計（事業費）				

（注）・変更収支予算書にあっては、当初と変更後の二段書きとし、当初分を括弧書きで上段に記載すること。

- ・積算内訳書（金額の根拠）を添付すること。
- ・複数の施設を申請する場合は、合計金額を本様式に記載すること。
- ・消費税については、原則、補助対象経費に含まないものとする。

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度木の香る多
摩産材住宅普及事業費補助金については、同補助金交付要綱第6の規定により交付申請書
の内容を審査したところ適当と認められるので、下記のとおり交付します。

年 月 日

東京都知事

印

記

1 補助金の額 金 円
補助金の交付対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。

2 交付の条件

(1) 事情変更による決定の取消し等

知事はこの交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(2) 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 事業費及び経費の配分を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止しようとするとき。

(3) 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 遂行状況報告

補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

(5) 遂行命令

ア 知事は補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

(6) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止の承認を受けたとき、補助事業が完了しない場合で当該事業の属する会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

ア 事業実績

イ 収支精算

(7) 補助金の額の確定

知事は（6）の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(8) 是正のための措置

知事は（7）の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

(9) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部または一部を取り消す。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(エ) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、（7）の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(10) 補助金の返還

ア 知事は、（1）又は（9）の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

イ 知事は（7）の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その

返還を命ずる。

(1 1) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(9)アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ ア及びイに定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(1 2) 違約加算金の計算

(1 1) アの規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(1 3) 延滞金の計算

(1 1) イの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(1 4) 他の補助金等の一時停止等

知事は補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(1 5) 財産処分の制限

ア 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ アの規定により知事の承認を得て、当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全額又は一部を都に納付しなければならない。

(1 6) 状況報告

補助事業者は、事業を実施した翌年度から起算して4年間は、状況報告書により当該施設の利用状況等を各年度の翌年5月末までに知事に報告しなければならない。

(1 7) 帳簿の整理、管理等

ア 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

イ 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(18) 交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるもの及び木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱(平成28年10月26日付28産労農森第566号)を遵守するものとする。

3 申請の撤回

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

第5号様式（第8関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった標記の補助事業を下記のとおり変更したいので、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第8第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 計画内容の変更

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）

第6号様式（第8関係）

年 月 日

補助事業者 殿

東京都知事 印

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金に係る変更承認通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった標記事業の変更については、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第8第3項の規定により承認します。

第7号様式（第9関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金に係る中止承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり事業を中止したいので、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第9の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現況
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書（第2号様式）
 - (2) 変更収支予算書（第3号様式）

第8号様式（第13関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金に係る実績報告書

年 月 日付 第 号の交付決定通知に基づき、標記事業を実施したので、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第13の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書（第2号様式）
- 2 収支精算書（第3号様式）
- 3 その他関係書類
 - (1) 設計図書
 - (2) 事業執行状況の記録（工程表、工事記録写真等）
 - (3) 完了写真
 - (4) 領収書、通帳等の支出証拠書類の写し
 - (5) 東京の木多摩産材証明書（別紙）

別紙（第8号様式）

東京の木多摩産材証明書

出荷元 住所
氏名

印

下記の製品については、東京の木多摩産材であることを証明します。

登録番号	
納入量	m ³
納入先	
納材品	樹種：
	径級・規格等：
納入日	年 月 日
備考	

・本様式によるほか、東京の木多摩産材認証制度における確認書をもって代えることができる。

第9号様式（第14関係）

年 月 日

補助事業者 殿

東京都知事 印

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した 年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金については、年 月 日付 第 号をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定します。

記

1 確定額 金 円

第10号様式（第15関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号により交付額確定通知のあった標記補助金について、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第15の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額	金	円
確定額	金	円
今回請求額	金	円

第11号様式（第16関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定のあった標記補助金について、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第16第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由

第12号様式（第16関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定のあった標記補助金について、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

1 精算金額 円

交付決定額	既受領額(a)	確定額(b)	精算額 ((a)-(b))
円	円	円	円

第13号様式（第24関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定について（報告）

年 月 日付 第 号により補助金額を確定した木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金について、同補助金交付要綱第24の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業費	補助金確定額	消費税及び地方消費税 の仕入控除税額	備考
円	円	円	

第14号様式（第26関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

木の香る多摩産材住宅普及事業に係る財産処分承認申請書

年度木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

- 1 処分財産の品名及び取得年月日
- 2 処分財産の取得価格及び時価
- 3 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
- 4 処分の理由

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

木の香る多摩産材住宅普及事業状況報告書

年 月 日 付 産労農森第 号により補助金額を確定した木の香る多摩産材住宅普及事業について、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱第27に基づき、年度の来場者数、住宅の販売状況等を下記のとおり報告します。

記

- 1 来場者数
- 2 住宅の販売状況
- 3 多摩産材の魅力を発信するために行った取組

※報告に際しては、月別の来場者数、住宅販売実績の表等を添付すること。また、多摩産材の魅力を発信するために行った取組についても、写真を添付する等して、何を行ったのかが明確であるようにすること。